

■2026年度S日程 法曹コース特別選抜入学試験・卒業見込者特別入学試験 法律科目試験「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

役員（取締役・監査役）の報酬（会361条・）に関する基本的理解を問う問題である。

設問1 本問の論点は、会社は総会決議によって取締役の報酬を減額して無報酬にすることができるかであり、最二小判平成4年12月18日（民集46巻9号3006頁：会社法判例百選（第4版）A23事件）が扱った問題である。

前記最高裁判例は「株式会社において、定款又は株主総会の決議（株主総会において取締役報酬の総額を定め、取締役会において各取締役に対する配分を決議した場合を含む。）によって取締役の報酬額が具体的に定められた場合には、その報酬額は、会社と取締役間の契約内容となり、契約当事者である会社と取締役の双方を拘束するから、その後株主総会が当該取締役の報酬につきこれを無報酬とする旨の決議をしたとしても、当該取締役は、これに同意しない限り、右報酬の請求権を失うものではない」と判示した。

したがって、上記判示を述べたうえで、取締役Aが無報酬とすることに同意していないことを論じれば良い。加えて、取締役解任の場合でも正当な理由がなければ任期満了までの報酬相当額を請求できること（339条2項）との整合性から、適切に取締役としての職務を行っていた本件では、無報酬とすることは認められない、と論じても良い。

なお、Aは甲社に対して月額80万円の報酬の支払いを請求することができるかが問われているから、Aにつき月額80万円の報酬請求権が発生していることを答案で論じる必要があろう。というのは、令和6年総会決議は、報酬の合計の最高限度額を3億円と定めて、具体的な報酬額の決定は取締役会に一任し、その後の取締役会で、専務取締役Aの報酬の月額を80万円とすることが決議された、と問題文にあるところ、このような報酬額の定めは、取締役の報酬等のうち額が確定しているものについては、「その額」を定款又は株主総会の決議によって定めることを求める会社法361条に違反するのではないかが一応、問題となりうるからである。したがって、361条の趣旨はいわゆるお手盛り防止にあることから、報酬総額の上限が総会決議によって定められれば、その限度額の範囲内において、個々の取締役への配分額の決定を取締役会に委ねることは同条に違反せず、有効であることを答案に論じることが求められる。

設問2 監査役の報酬について定める会社法387条の趣旨を理解できているかを問う問題である。

会社法が取締役の報酬の定め（会361条）とは別に、第387条で監査役の報酬について定めた趣旨は、監査役の報酬は取締役とは別に定款又は株主総会決議によって定めなければならないことを明らかにするためである。その趣旨は、監査役の取締役からの独立性を確保することにある。

さらに同条2項は、監査役が2人以上ある場合において、定款又は総会決議で報酬の総額（の上限）が定められた場合には、各監査役の報酬額は監査役の協議によって定めることを規定する（監査役が1人で上限が定められた場合は、その1人が報酬額を定める）。

以上より、設問2の決議は、取締役と監査役の報酬を一緒にしてその上限額を決定している点、および監査役報酬の配分を取締役会に一任している点で法令に違反していることになる。したがって、この決議は決議内容の法令違反で無効である（会830条2項）。